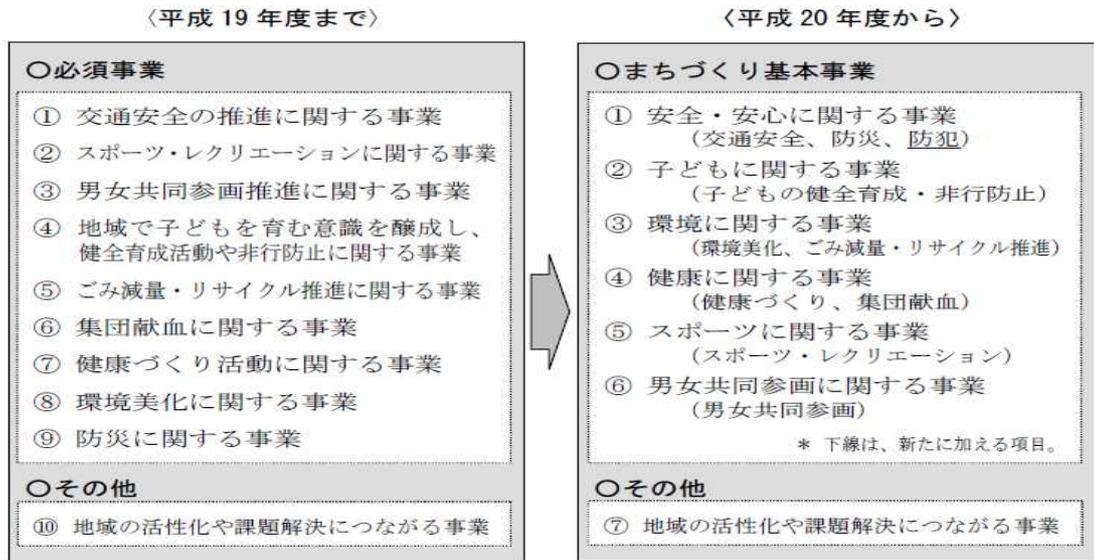
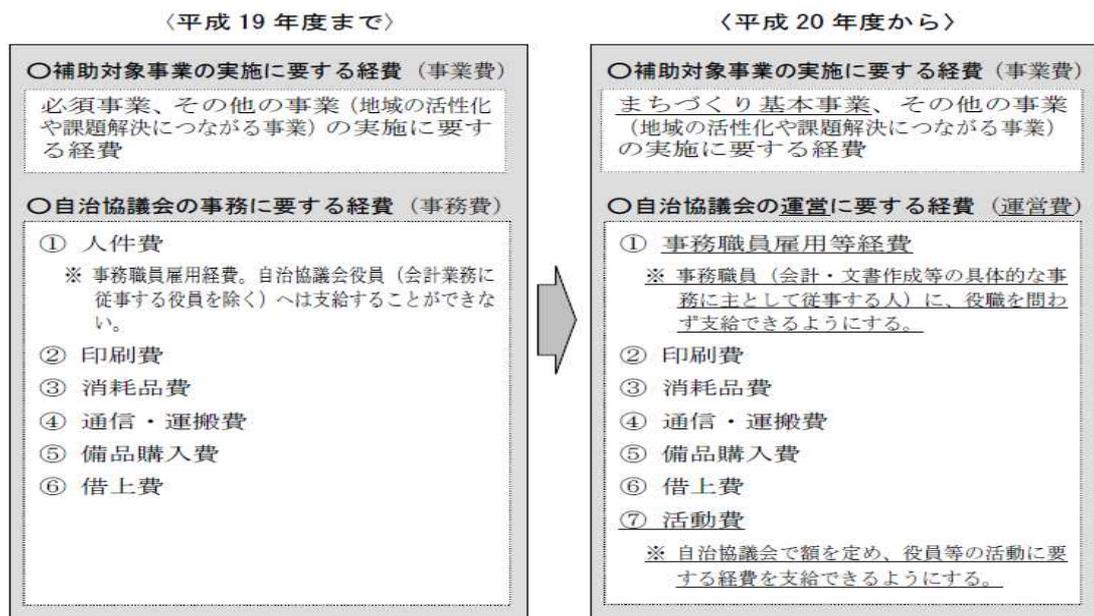


「活力あるまちづくり支援事業補助金」の見直しの内容（平成 20 年度～）

補助対象事業



補助対象経費



* 下線は、20 年度から変更する部分。

補助金限度額

■ 補助金限度額

人口区分	補助金限度額（運営費限度額※）	
	平成 20 年度から	平成 19 年度まで
2,000 人以下	2 3 0 万円（76.6 万円）	2 0 0 万円（60 万円）
2,001 人～ 5,000 人	2 7 0 万円（90 万円）	2 4 0 万円（72 万円）
5,001 人～10,000 人	3 1 0 万円（103.3 万円）	2 7 0 万円（81 万円）
10,001 人～15,000 人	3 4 0 万円（113.3 万円）	3 0 0 万円（90 万円）
15,001 人以上（新設）	3 7 0 万円（123.3 万円）	

※ 運営費の限度額は、交付を受ける補助金の額の 1/3（19 年度までは 30%）とします。
（ ）内には、それぞれの人口区分における運営費の限度額の上限を記載しています（ここでは万円単位としていますが、実際には 1 円未満切り捨てとなります）。